

振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

特定施設名	法		条例		
	項目番号	対象・規模	項目番号	対象・規模	
液圧プレス	金属加工機械	1-イ	・ 矯正プレスを除く	1	・ 矯正プレスを除く
機械プレス		1-ロ	・ すべてのもの	1	・ すべてのもの
せん断機		1-ハ	・ 原動機の定格出力が 1 kW 以上のもの	1	・ 原動機の定格出力が 1 kW 以上のもの
鍛造機		1-ニ	・ すべてのもの	1	・ すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		1-ホ	・ 原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの	1	・ 原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
打抜機		-		1	・ 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
製管機械		-		1	・ すべてのもの
圧延機械		-		1	・ 原動機の定格出力が 22.5kW 以上のもの
圧縮機	2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
土石用又は鉱物用破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	3	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	3	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
織機	4	・ 原動機を用いるもの	4	・ 原動機を用いるもの	
コンクリートブロックマシン	5	・ 原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの	5	・ すべてのもの	
コンクリート管製造機械	5	・ 原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの	5	・ すべてのもの	
コンクリート柱製造機械	5	・ 原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの	5	・ すべてのもの	
ドラムバーカー	木材加工機械	6-イ	・ すべてのもの	6	・ すべてのもの
チッパー		6-ロ	・ 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの	6	・ すべてのもの
印刷機械	7	・ 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの	7	・ 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	8	・ カレンダーロール機以外 ・ 原動機の定格出力が 30kW 以上のもの	8	・ カレンダーロール機以外 ・ 原動機の定格出力が 30kW 以上のもの	
合成樹脂用射出成形機	9	・ すべてのもの	9	・ すべてのもの	
鋳型造型機	10	・ ジョルト式のものに限る	10	・ ジョルト式のものに限る	